

聖隷学園ハラスメント対策・防止規程

(目的)

第 1 条 この規程は、聖隷学園(以下「学園」という)の教育職員・事務職員(以下「教職員」という)および大学院生・学生・生徒(以下「学生等」という)が個人として尊重され、良好で安全な教育研究環境および労働環境のもとで就労または就学することができるよう、その重大な障害となる人権侵害や性差別としてのハラスメントを防止するとともに、ハラスメントに起因する問題が発生した場合に、被害が拡大し深刻化することがないように迅速かつ適正な対応を図るために必要なことを定める。

(ハラスメントの定義)

第 2 条 ハラスメントとは、以下の行為を指す。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- (ア) 本人が意図するとせざるとにかかわらず相手を不快にさせる、脅威を感じさせる、尊厳を傷つけるような性的な言動を行うこと。
- (イ) 教育研究上、就業上の地位・権力を利用して、性的要求や性的言動を行い、相手の対応によって利益を供与し、あるいは不利益を被らせること。
- (ウ) 性的な言動や掲示等により、教育、研究、就業及び課外活動等の環境を悪化させること

(2) アカデミック・ハラスメント

- (ア) 教育研究の場において指導的立場にある者が、指導を受ける者に対し、本人が意図するとせざるとにかかわらず、精神的な苦痛や脅威または研究・就学上の不利益を与えるような言動を行うこと。
- (イ) 教育研究の場において、特定の人物に対し、本人が意図するとせざるとにかかわらず、精神的な苦痛や脅威または研究・就学上の不利益を与えるような言動を行うこと。

(3) パワー・ハラスメント

- (ア) 就業の場において業務上優越的立場にある者が、職務遂行上従属的立場にある者に対し、本人が意図するとせざるとにかかわらず、精神的な苦痛や脅威または不利益を与えるような言動を行うこと。
- (イ) 就業の場において、特定の人物に対し、本人が意図するとせざるとにかかわらず、精神的な苦痛や脅威または不利益を与えるような言動を行うこと。

(4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

- (ア) 妊娠中の者、出産する者、分娩に伴う母性保護措置や特別休暇を利用する者、育児休業者、介護休業者等に対する以下の言動
 - ・解雇や不利益な取扱いの示唆
 - ・制度利用の阻害
 - ・制度を利用した事や妊娠・出産した事に対する、繰り返し又は継続的な嫌がらせ行為

(5) その他、上記各号に準ずる行為

- (6) 但し、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、ハラスメントには該当しない。

(対象・適用範囲)

第 3 条 この規程は本学園に所属するすべての教職員(常勤・非常勤の雇用形態を問わず、本学園に在職する全ての者)及び学生等ならびに本学園の施設・設備を利用する全ての者がハラスメントを行った場合、またはこれを受けた場合を対象とする。

2. ハラスメントと判断される言動が、学内・外、授業中・外、実習中・外、課外活動中・外、就労時間内・外など、起こった場所・時間帯を問わずこの規程の対象とする。
3. 退職教職員及び卒業生が在職中または在学中に受けた被害についても、加害者が在職中・在学中であれば、この規程の対象とする。
4. 学外者が本学園の教職員並びに学生等にハラスメントを行ったときは、本規程を準用し、学園は解決のために適切な措置をとるものとする。

(教職員の責務)

第 4 条 教職員は、本規程を遵守し、ハラスメントを行ってはならない。

(管理・監督者の責務)

第 5 条 就業規則第 3 条に定める教職員を管理又は監督する者(以下「管理・監督者」という)は、次の各号に掲げる事項に留意しハラスメントの防止および排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の指導により、ハラスメントに関し、教職員及び学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせる。
- (2) 教職員及び学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題がキャンパスに生じることがないように配慮する。

(教職員に対する指針)

第 6 条 学園は、教職員に対し、本規程の周知徹底を図らなければならない。

2. 学園は、ハラスメント防止のため教職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員に望まれる対応について、「ハラスメント防止のための教職員に対する指針」を定め周知するものとする。

(研修の実施)

第 7 条 学園は、新たに教職員となった者に対し、ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、また新たに管理・監督者となった教職員に対し、ハラスメントの防止に関しその求められる役割について理解させるため、必要な研修を実施する。

(ハラスメント防止委員会の設置)

第 8 条 学園は、ハラスメント防止のため、聖隷学園事務局及び各学校にハラスメント防止委員会を設ける。

2. ハラスメント防止委員会に関することは別に定める。

(相談窓口の設置)

第 9 条 学園は、ハラスメントに関する被害申し立て及び相談に応じるために相談窓口を設置し、相談員を配置する。

2. 相談員に関することは、「聖隷学園ハラスメント被害者救済に関する規程」に定める。

(ハラスメント調停員)

第 10 条 学園は、ハラスメント被害者救済等のため、事案ごとにハラスメント調停員を置く。

2. 調停員に関することは、「聖隷学園ハラスメント被害者救済に関する規程」に定める。

(ハラスメント調査・対策委員会の設置)

第 11 条 学園は、ハラスメントの被害者救済等のため、執行役員会の下に、ハラスメント調査・対策委員会(以下「調査・対策委員会」という)を置く。

2. 調査・対策委員会に関することは、「聖隷学園ハラスメント被害者救済に関する規程」に定める。

- (被害者の救済措置及び加害者への措置)
- 第 12 条 教職員、学生等から相談員にハラスメントに関する被害申し立てがあり、法人事務局長及び各学校長が必要と判断した場合は、速やかに調査・対策委員会を設置し事実関係を調査し、被害者の救済に必要な措置及び加害者への措置を検討する。
2. 執行役員会は、調査・対策委員会からの報告に基づいて、措置を決定し、学園の就業規則に則り必要な処分を行う。
 3. 加害者が学生等である場合は、当該学生等が所属する学校の長が、調査・対策委員会の報告に基づき措置を決定し、学則に則り必要な処分を行う。
- (プライバシーの保護と二次被害の防止)
- 第 13 条 調査・対策委員会の委員、調停員及び相談員は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 任務において知り得た事柄は、任期中及び退任後も、この規程に定める場合を除き、決して他に漏らしてはならない。
 - (2) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。
- (不利益取扱いの禁止)
- 第 14 条 管理監督者、その他の教職員はハラスメントの被害を申し立てたこと、相談したことや苦情を申し出たこと、あるいは調査に協力したこと、その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な扱いを行ってはならない。
- (虚偽の申し出・証言の禁止)
- 第 15 条 ハラスメントに関する問題解決のあらゆる過程において、虚偽の申し立てや証言をしてはならない。
2. 学園は、虚偽の申し立てや証言によって名誉を毀損された者に対し、名誉回復の措置を講じる。
- (事務)
- 第 16 条 この規程に関する事務は、法人事務局企画部が行う。
- (資料の保管)
- 第 17 条 ハラスメントに関する調停及び調査・対策に関する資料は法人事務局企画部が保管する。
- (改廃)
- 第 18 条 この規程の改廃は、執行役員会の議を経て理事会が行う。
- 附則 この規程は 2005 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程の制定に伴い「聖隷クリストファー大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関するガイドライン」は廃止する。
- 附則 2009 年 7 月 23 日一部改定(ハラスメントの定義、調停員の設置)
- 附則 2017 年 1 月 1 日一部改定(ハラスメントの定義)